

### 【質問①】

市営住宅の申込資格について教えてください。（2人以上の世帯）

### 【回答①】

次の(1)～(9)のすべての事項に該当していることが必要です。

- (1) 申込み開始日現在、尼崎市内に居住しているか、勤務場所を有しており、引き続き入居時点で居住条件等を満たしている方。
- (2) 申込む家族の人数が2人以上であるときは、その家族構成が夫婦または親子を主体としたものであること。
  - ・ 内縁関係にある場合は、住民票で未届の夫、未届の妻となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる方。
  - ・ 婚約者と申込む場合は鍵渡し日までに入籍できる方。
  - ・ 夫婦の別居、友達等の寄合世帯、他に扶養義務のある祖父母、親、兄弟、姉、妹、孫を同居するなど不自然な合体及び分割した世帯は申込むことができません。
  - ・ 離婚（調停中を含む）を理由に申込まれる方は申込み最終日までに裁判所への調停申立て済みの方。
- (3) 入居資格収入基準に合致する方（申込む住宅によって基準が異なります。）
- (4) 現在、住宅に困っておられる方
  - ・ 住宅以外の建物、若しくは場所に居住している。（倉庫、ガレージ等）
  - ・ 保安上危険、若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
  - ・ 他の世帯と同居している。（間借り及び雑居を含む）
  - ・ 同居しようとする親族（婚姻予定者を含む）があるが、分散して生活している。
  - ・ 現在の住宅の規模及び間取りと世帯構成上により、衛生上等不適當な居住状態にある。
  - ・ 正当な立ち退き要求を受けているが、立ち退き先がない。  
（自己の責めに帰すべき事由により立ち退きを求められている方は、申込みできません。）
  - ・ 勤務場所から著しく遠隔の地に居住している。
  - ・ 毎月の収入と比較して、住宅の使用に関する支出が過大である。  
（持ち家の方は、入居者説明会までに持ち家を処分できる方でないと申込みできません。）
- (5) 申込者本人及び同居しようとする者が暴力団員でない方  
尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第5号に基づき、暴力団員である者（同居しようとする者を含む）は申込みできません。
- (6) 入居指定日から15日以内に申込書記載の家族全員が入居できる方
- (7) 連帯保証人のある方  
市が定めた一定以上の収入のある連帯保証人1名が必要です。
- (8) 入居者説明会（鍵渡しの日）までに敷金（家賃の3カ月分）の支払いができる方。
  - ・ 家賃は収入基準月額によって決定します。
  - ・ 敷金納付済の領収書を入居者説明会で確認いたします。
- (9) 入居者説明会（鍵渡しの日）までに使用証書などの入居書類の提出ができる方。

## 【質問②】

市営住宅の申込資格について教えてください。（単身世帯）

## 【回答②】

申込み開始日現在、尼崎市内に居住しているか、勤務場所を有しており、引き続き入居時点で居住条件等を満たしている方で、かつ次のいずれかに該当していることが必要です。（戸籍謄本及び住民票等の公的証明書で単身であることが確認できることが必要です。）

ア 満60歳（申込期間の最終日現在の満年齢です。）以上の方。

イ 身体障害者手帳1級から4級、療育手帳A・B1・B2の判定、精神障害者保健福祉手帳1級から3級の交付を受けられた方。

ウ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方。

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。

オ 海外から引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から5年未満の方。

カ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者。

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方。

ク DV被害者

(ア) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止等法」という。）第3条第3項第3号（DV防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又はDV防止等法第5条の規定による保護を受けた者で当該一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。（女性家庭センター等の証明が必要）

(イ) DV防止等法第10条第1項（DV防止等法第28条の2によって読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。（裁判所からの保護命令通知書の写しが必要）

上記のア～クのいずれかに該当する人であっても、単身で日常生活を営む上で常時の介護が必要な方は申込みできません。

### 【質問③】

市営住宅の入居者募集案内の配布について教えてください。

### 【回答③】

#### ■募集案内の配布

募集期間内に限り「入居申込案内書」を配布します。

#### ■配布場所

- ・ 尼崎市営住宅北部管理センター
- ・ 尼崎市営住宅南部管理センター
- ・ 市役所 1 階市民相談受付（夜間・休日は警備室）
- ・ 地域総合センター南武庫之荘
- ・ 地域総合センター水堂
- ・ 地域総合センター今北
- ・ 地域総合センター上ノ島
- ・ 地域総合センター塚口
- ・ 地域総合センター神崎
- ・ 園田東会館
- ・ 中央地域振興センター
- ・ 小田地域振興センター
- ・ 大庄地域振興センター
- ・ 立花地域振興センター
- ・ 園田地域振興センター
- ・ J R 尼崎サービスセンター
- ・ 武庫支所本館（武庫地域振興センター）
- ・ 阪急塚口サービスセンター
- ・ 園田地区会館
- ・ 南部保健福祉センター

#### ■募集期間

募集月に発行される「市報あまがさき」でお知らせしますので詳細をご確認ください。

※年 2 回空家募集を行います。（予定）

#### ■注意事項

- ・ 市営住宅申込みは受付期間内に郵送のみの申込みになります。  
（窓口の受付はできません。）
- ・ 申込書は 1 世帯につき 1 通に限ります。  
（2 通以上の申込みはすべてを無効とします。）  
（募集割れ住宅のあっせんについてはこの限りではありません）
- ・ 申込み後、申込番号など内容の変更はできません。
- ・ 世帯の人数に応じた住宅へ申込みください。

詳しくは、尼崎市営住宅南部管理センターへお問い合わせください。

**【質問④】**

市営住宅の駐車場使用許可について教えてください。

**【回答④】**

■市営住宅の駐車場を使用することができる人  
市営住宅の入居者又は同居者です。

■使用の申し込みが必要になります。

■申し込みに必要なもの

- (1) 車検証の写し
- (2) 印鑑
- (3) 保証金（駐車場料金の3ヶ月分）

■利用可能な車の規格

- 車幅 1. 8.5メートル
- 全長 4.9メートル以下
- 全高 2.5メートル
- 重量 2.5トン以下

■使用料

使用しようとする駐車場によって異なります。

■保証料

使用料の3カ月が保証料として別途必要になります。

**【質問⑤】**

市営住宅の駐車場を使用している場合、どんな時に届け出が必要ですか。

**【回答⑤】**

- ・車の名義変更時の返還・使用許可申請手続き
- ・車の買い替えに伴う登録車両の変更手続き
- ・駐車場の返還手続き

**【質問⑥】**

市営住宅の設備等が壊れた際の対応を教えてください。

**【回答⑥】**

■「修繕のしおり」で、負担区分をご確認のうえ、尼崎市営住宅南部管理センターまたは、尼崎市営住宅北部管理センターへ、直接お問い合わせください。

詳しくは尼崎市営住宅北部管理センター又は、尼崎市営住宅南部管理センターへお問い合わせください。

■山手幹線以北及び戸ノ内地区の住宅の問合せ先

【尼崎市営住宅北部管理センター】

電話 06-4961-6300

■山手幹線以南（戸ノ内地区除く。）の住宅の問合せ先

【尼崎市営住宅南部管理センター】

電話 06-6411-1151